

第81課 株式会社—資本と株式 その5

株式会社という会社形態は、すでに述べたように、会社の側からみれば、個性が問題とならない多数の人から大きな額の資金を集めて、大規模な事業が展開できるようにする手段であり、出資をする側、すなわち株主の側からみれば、いつでもその持ち分を他に譲渡することによって、自分がいったん出した資金を容易に回収することができるようにする手段である。したがって、株式は、社会の中で自由に流通するのが原則である（自由譲渡性—商法第204条第1項本文参照）。そして、その流通が簡易に、かつ確実に行われるようにするひとつの手段として株券という制度がとられていることはすでに学んだ。しかし、原則があれば例外があるのが通常である。すなわち、一定の場合には、本来は自由であるはずの株式の譲渡が制限されることがあるのである。これには、法令による制限、定款による制限、そして契約による制限の3つの態様がある。

法令による制限は、商法上は①会社の成立前や新株発行前における株主引受人の地位（これを「**権利株**」という）の**譲渡に対する制限**と、**株券発行前の譲渡の制限**（これらの譲渡行為は当事者間では有効であるが、会社に対しては効力を生じない）、及び、②子会社による**親会社の株式の取得制限**がある。また、市場における公正な競争を確保することを目的とする「**独占禁止法**」により、一定の場合に株式の取得・保有が制限されることがある（独占禁止法第9条、第10条、第11条、第14条）。

次に、会社は定款をもって、「株式の譲渡には取締役会の承認を必要とする」と定め、自社の株式の流通を制限することができる。しかし、**定款による株式の譲渡制限**は、本来自由であるはずの株主の投下資本の回収を制限するものであるから、極めて厳格な要件の下にしか認められず（商法第348条参照）、これ以外の形態での制限は一切認められない。そして、定款による譲渡制限のある株式を売却しようとする株主は、取締役会がその譲渡を認めない場合には、別の買受人を指定するように要求することができ、この買受人に株式を売却することによって、投下資本を回収することができるようになっている（商法204条の2以下）。

最後に、株式の譲渡の当事者間で、譲受人がさらにその株式を他に譲渡しないことを当事者間の契約で決めることは一応可能であるとされている。しかし、この場合、たとえ譲受人がこの契約に違反して第三者に株式を譲渡しても、株券がその第三者に交付されれば、この再譲渡は有効であり、会社はその第三者が株主となることを拒否することはできないと理解されている。

このように、商法は、株式の譲渡制限については、厳しい規定を設け、みだりに譲渡が制限されて株主の投下資本の回収が阻害されないようにしているのである。

1 重要語句

a 権利株の譲渡制限と株券発行前の株式の譲渡制限

「権利株」とは、株式そのものではなく、ある会社の株式を引き受けるという意思表示をし、それに対して会社から株式を割当てられた者、つまり「株式引受人」（第79課「重要語句e」参照）の地位のことである。この地位の譲渡は会社との関係では効力がない（商法第190条）。また、すでに株主としての地位は得ていても、株券の発行を受けるまでは、株式の譲渡をしても会社との関係では効力を否定される（商法第204条第2項）。これは、せっかく株式—株券という制度を採って会社と株主との間の権利関係を簡易化・明確化しようとしているのに、このような地位の譲渡をされると、このような制度を採った意味がなくなってしまう、権利関係が混乱するからである。

b 子会社による親会社の株式取得制限

A会社がB会社の総社員（総株主）の議決権の過半数を保有している場合にA会社を親会社（おやがいしゃ）、B会社を子会社（こがいしゃ）という。この場合、小会社（B会社）は親会社（A会社）の株式を取得することは原則としてできない。これは、子会社に親会社の株式の取得を認めると、親会社は結局自分が支配している子会社を通じて自分の株式を買っていることになり、その限度で、他者からの出資で自分が確保すべき資本を、自分の出資でまかなうことになるため、表面上の資本の金額が実際の資産の価格を上回ってしまっていて、見せかけだけの大きな金額の資本を保有しているような状態になってしまい、会社債権者を害するおそれがあるからである。

c 定款による株式の譲渡制限

中小規模の株式会社などでは、やはり、誰でも株主になれるとすると、全く見ず知らずの者が株主として参入してきて経営方針に混乱が生じかねない、などという懸念もあるので、商法は厳格な要件のもとに、株式の譲渡の制限を認めている。しかし、禁止することはもちろんできない。本文に述べたように、取締役会の承認を要する、と定めることができるだけである。

株式会社が、設立当初から株式の譲渡を制限するのは、発起人が最初の定款（「原始定款」という）に定めれば良いが、会社成立後に定款を変更して株式の譲渡を制限するには（つまり、それまでは自由だった株式の譲渡を途中で制限するには）、株主総会の通常の多数決ではできず、全株主の過半数で、かつ、全株主の議決権数の3分の2以上の賛成を必要とする。また、譲渡制限については、登記をしなければならない（商法第188条第2項第3号、第175条第2項第4号の2）。